

国による大学院「授業料後払い制度」のご案内（大学院:修士課程）（A 日程）

国による大学院「授業料後払い制度」の利用を希望される方におかれましては、以下のご案内をご確認の上
お手続きください。

【対象となる方】

以下のすべてに合致される方

- ・ 2027 年 4 月に本学大学院修士課程に進学予定の方
 - ・ 日本学生支援機構（以下、「JASSO」）の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす方
 - ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない方
- ※本制度は、留学生（在留資格が「留学」）の方は申込ができません（国際交流センターにて実施の「私費外国人留学生授業料減免」への申請が可能です）。

【制度概要】

大学院修士在籍中の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、返還は修了後の所得に応じた「後払い」とする制度です。

なお、**本制度を利用した場合、（従来の月々貸与される）第一種奨学金の貸与を受けることができません。**

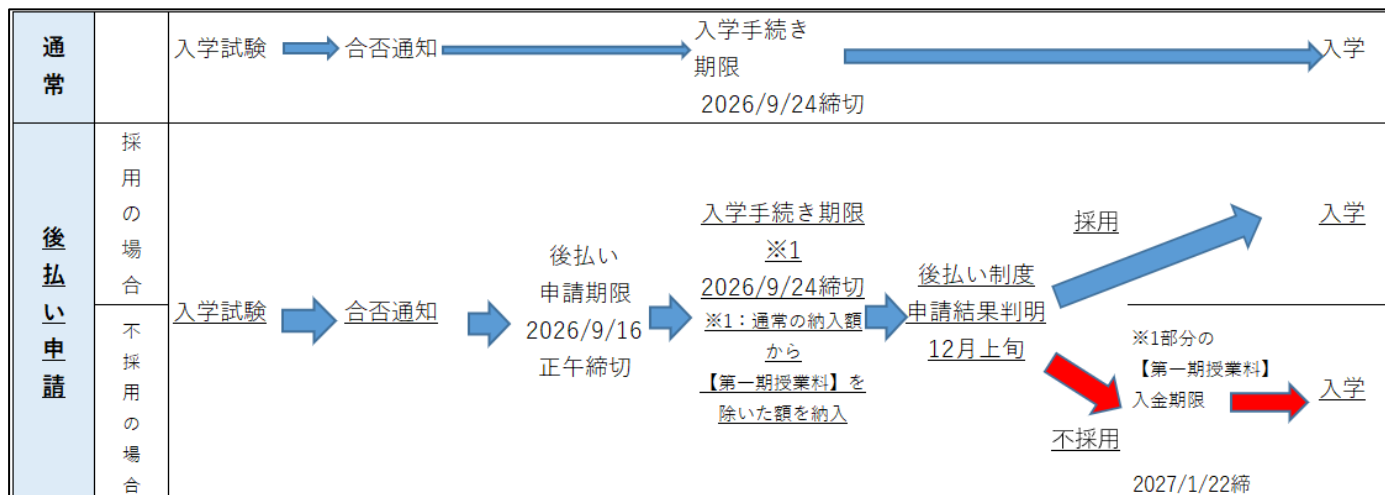
（日本学生支援機構第二種奨学金の利用は可能です）。ただし、本制度に付帯する「生活費奨学金」の貸与申請をすることができます（月額 2 万円または 4 万円から選択）。

本制度は保証料がかからない人的保証ではなく、**保証料がかかる機関保証でのみ利用が可能です。**返還に際しては、後払いとなった授業料に加え、保証料を合算した金額分の返還が必要です。

※本制度は貸与であり、修了後に所得に応じて、国に返還する必要があります。

【後払いとなる授業料について】

本制度に申請した方は、本来入学手続き締切日までに納入する必要がある学費等のうち「第 1 期授業料」の納入が猶予されます。採用された場合、入学後に本制度に関わる所定の手続きを行うことで、猶予した授業料を国が本学に代理納付します。なお、この場合、第 2 期以降の授業料も後払いの対象となります。



※制度申請した場合の9月24日までの納入金額

【通常】入学金＋（授業料＋施設設備資金＋教育充実費＋実験実習料＋校友会費）の1/2＋学健康互助会費

【後払い申請】：通常の場合-授業料

【注意】本制度に申請したものの、**不採用の場合**には、第1期、第2期の各授業料納入が必要となります。

「第1期授業料」の納入期限は、**【2027年1月22日（金）】**までとなります。

【制度の利用を希望する場合の手続きについて】

本制度の利用を希望する方は、新しい学費等振込依頼書を発行いたします。つきましては、以下の手続きを各手続き期限までに行ってください。なお、入学後に別途ご案内する「進学届手続」も必要です。

1. 「授業料後払い制度」申請書の提出

（1）提出方法および申請内容

本紙末尾の問い合わせ先のメールアドレスに、下記の内容をメールにて提出ください。

件名：授業料後払い制度申請

本文：①氏名 ②連絡先携帯電話番号 ③進学予定の研究科名 ④郵便番号および住所（書類郵送先）

添付：申請書（PDFに変換してください。）

（2）添付書類

- ・国による大学院「授業料後払い制度」申請書※1

※1 本学 HP「【大学院:修士課程】国による大学院「授業料後払い制度」の利用を検討される方へ」または右記 QR コード内最下部よりダウンロード



（3）申請期日

大学院入学試験【A日程】 2026年 9月16日（水）まで

2. 新しい学費等振込依頼書を使用し、納入および入学手続き

上記1の手続き後、（日、祝除く）4日以内に本学から授業料を猶予した新しい学費等振込依頼書を発送いたしますので、そちらを使用し納入および入学手続きを入学手続締切日までに実施して下さい。

3. （後日郵送される）日本学生支援機構奨学金の予約申込を通じて、後払い制度に本申請

本制度に申請した方には、10月上旬頃に日本学生支援機構奨学金（予約採用）に関する冊子類が送付されますので、（後払い制度利用者向けの案内）を確認のうえ、手続きを実施して下さい。

【お問合せ先】

お問合せを希望される方につきましては、以下の要領でメールにてお問い合わせください。

メール受信から（日、祝除く）2日以内に回答します。（お電話でのお問い合わせは対応しかねます。）

宛先：ssggkk@ris.ac.jp

件名：質問（授業料後払い制度）

本文：①氏名 ②連絡先（携帯電話番号） ③進学予定研究科名 ④お問い合わせ内容

※件名に必ず「質問（授業料後払い制度）」とご記入ください。